



発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市入船町1番地
電話(53)3033~4
編集兼人 杉本一男
発行人 杉本一男
半年間 1,200円 送料共
振替口座番号
労金大牟田
0968946-005

通勤電車廃止に抗議
宮内社宅撤去に抗議
時限ストに突入
三池炭組は、通勤電車廃止、宮内社宅撤去強行に抗議して十月一日各方向一時間五十分の時限ストライキに突入しました。

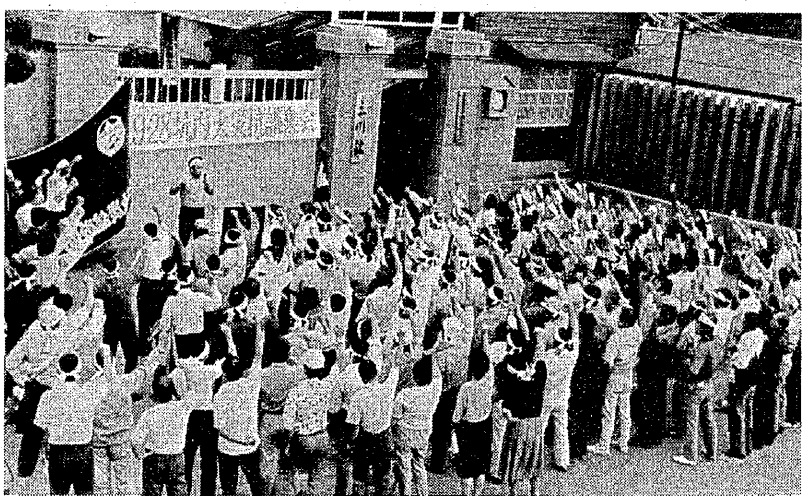
団結固めて裁判勝利へ

災害責任追及へ全力

9・28坑内火災抗議集会開く

昭和四十二年の三川鉱坑内火災から十七年、「九・二八坑内火災抗議集会」を三川鉱正門前で開き、組合員・主婦会員・原告団、大牟田・荒尾地評代表社・共産党代表などが参加し、責任追及と裁判勝利を誓い合いました。(二面に小島弁護士のおいさつ)

九月二十八日午後五時から開か
九月二十八日午後五時から開か
れた集会は、組合員「炭掘り仲間」の全員合唱で始まり、組合を代表して中原組合長が「責任追及と裁判勝利の展」望を語り開くために全力をあげて「昭和三十八年の三川鉱火災、四十二年の坑内火災、そして有明大災害と会社は相次いで災害を起
ついでに「命と暮らしを守るために共にたたかきましょう」(平川主婦会会長、「会社の保安サポを許さず、労働災害根絶のため」に頑張ろう)、「城之内地評会長、「現行法は全く不十分、運動の前進を命を守る」(運尾社会党大牟田総支部長、「石炭政策を抜本的に改革し、安全な職場を」(石橋共産党大牟田地区委員長)と



相次いで災害を起す会社の責任を免罪にせず、命と暮らしを守り、裁判闘争に勝利しようと誓った抗議集会

炭労、秋季闘争へ 退職手当引上げなど要求

10月下旬の結着目指す

労働条件改善のたたかいとして
春闘、期末手当闘争とともに四大闘争のひとつとして、炭労は秋季闘争(退職手当、救護隊手当、じん肺、せき損、定年延長、石炭年金など)に取り組めます。
すでに七月の炭労二〇六回定期大会で要求は決定されていますが要求内容は、
1、退職手当の引き上げ
①現行基礎賃金五、三〇〇円を健保等級の二八級に引き上げる
②自己都合退職の特別加給金を引き上げる
③会社都合、業務上死亡、負傷疾病による退職の特別加給を定年退職の場合と同日数とする
④基礎賃金低下の救済

原因、被害拡大で複合過失

会社の責任は明白

有明災害で政府調査委が最終報告

有明大災害の原因を調べていた通産省の事故調査委員会(委員長・伊木正二東大名誉教授)は、二十八日火災発生箇所と原因、被害拡大要因、さらに今後の対策など最終報告をまとめ発表しました。すでに三月十二日の中間報告でも、人災、が示唆されていたが、これによって、複合過失、が裏付けられ、会社の災害責任がより鮮明になりました。

報告書の概要

火災原因の推定

以下のメカニズムにより火災に至った可能性が高いと考えられる。
(1) 第三調量門閉鎖時に位置するBC(ベルトコンベア)のローラー台のローラーの角とローラースタンドとの間で異常摩擦を生じ温度が上昇。
(2) このため調量門内に堆積していた落炭が蓄熱発火。
(3) さらに火は箱型調量門から坑道内に延焼し、四百五十メートルにわたり坑道を焼損させるなど火災を拡大させた。

また、当面の対策として「必要に応じ保守管理要員の増員を行うこと」、「ベルト周辺の掃除を徹底し、落炭、落炭を除去すること」、「警報連絡装置の整備拡充」、「水源確保」、「避難所の構造、設置位置、設置数などの見直し」など具体的に指摘しています。
さらに、今後の課題としての検討課題、研究開発の必要事項なども提起しています。



9月29日の新聞各紙は、「人災、会社責任」を一斉に伝えた

問題があった。
(1) 消火系統および消火体制に問題があった。
(2) 避難誘導体制の問題があり、さらにこれが救済活動の遅れにもつながったなどの問題があった。
以上が火災原因と被害拡大の要因の要約ですが、さらに対策として「多量の落炭の存在並びにBCの保安管理の不備など問題があり、また緊急時の指令体制や消火設備等に問題も、速やかに対応できるように措置を講じておへべき」とし、さらに「具体的な災害防止対策を立て、その実施の徹底を図ることによってこの種の災害を二度と起さないという決意を明らかにすべきである」と指摘しています。
また、当面の対策として「必要に応じ保守管理要員の増員を行うこと」、「ベルト周辺の掃除を徹底し、落炭、落炭を除去すること」、「警報連絡装置の整備拡充」、「水源確保」、「避難所の構造、設置位置、設置数などの見直し」など具体的に指摘しています。
さらに、今後の課題としての検討課題、研究開発の必要事項なども提起しています。

- 1、救護隊手当の引き上げ
- 2、じん肺、せき損取り扱いは秋闘の諸課題は、制度にすぎないものが多い資本の壁も厚いこと、十三日に期限付き回答を求め、が予想されますが、人並みの条件下早々に解決を目指す
- 3、定年延長について
- 4、職業病対策について

10月1日から改悪健保

一割負担は会社が...

10割復活へ反撃を

十月一日から、改悪された健康
百万人分に見られるように、広範
保険法が実施されます。一家の大
黒柱、健康保険本人の一割負担
(のちに二割負担)は、国会へ
の反対請願署名数だけでも一千三
上手を借りました。

新賃金展開交渉 の遅れについて

今年の賃上げは一方百八十二円
という超低額でしたが、十月の新
賃金展開に向けて会社の作業が大
幅に遅れていること、さらに強行
の態度に抗議します。要求は三日。

地底

▼暑かった夏
がワソのように中
秋の朝は涼しさ
がひととお。台風
の来襲もなく一
と安心もできない
が、秋晴れの心地
はまだ格別。だが、深まる秋と
もに庶民にとっては、無情、の風
が吹き抜けていくようである。
▼この地方でも、私鉄バス運
賃、ガソリン、みその一斉値上げ
があったが、なんとも健康保
の割負担が重荷だ。軽症の場合
はともかくとして、何カ月も入院
となるとどうでしょう。医療費に
金、金、金がなければ医者にもか
れない。一割分を企業が負担す
るところもあるが、『医療格差』
拡大に拍車がかかる。
▼西独の労組は「日本人のよ
うに働け」という経営者の攻撃を
はねかえし、ついに週三十八・五
時間制を、わが国では労働基準法
研究会(労相の諮問機関)が一日
九時間、週四十五時間労働を打ち
出した。八時間労働制を否定し、
長時間残業を放置する企図であり、
まさに、時代逆行の代物。時短
闘争は緊急課題である。